

電気自動車（E V）等の貸出に関する利用案内

平取町では、電気自動車（E V）の普及啓発や、脱炭素化に関する理解を深めていただくことを目的に、公用車として導入したE Vと、E Vに接続する事で電気機器に電力を供給できる外部給電器について、閉庁日に個人及び団体等に貸出します。

（１） 貸出対象者

■ 町民、観光客及び団体等

（２） 貸出に関する要件等

- E V等の使用目的が次に該当する場合に貸し出します。
 - ・ 町民及び観光客の移動手段としての活用に供するとき。
 - ・ イベント等での活用に供するとき。
 - ・ その他町長が特に必要と認めるとき。
- E V等の使用が次のいずれかに該当するときは貸出しできません。
 - ・ 使用目的が、営利、宗教及び政治活動としているとき。
 - ・ 平取町暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年平取町条例第 11 号）第 2 条第 1 号第 1 項から第 3 項に規定するものが使用するとき。
 - ・ その他町長が適当でないと認めるとき。

（３） 貸出期間

■ 土・日・祝日などの閉庁日の１日以内（年末年始における閉庁日は除く）

※町の使用予定と重複した場合は、町での使用を優先します。

（４） 使用料

■ 無料

※ふれあいセンター以外の充電設備での充電は自己負担となります。

（５） 貸出車両等

< E V >



日産自動車 リーフ
（Z A A - Z E 1）

※ 航続可能距離 350～450km（満充電時）

< 外部給電器 >



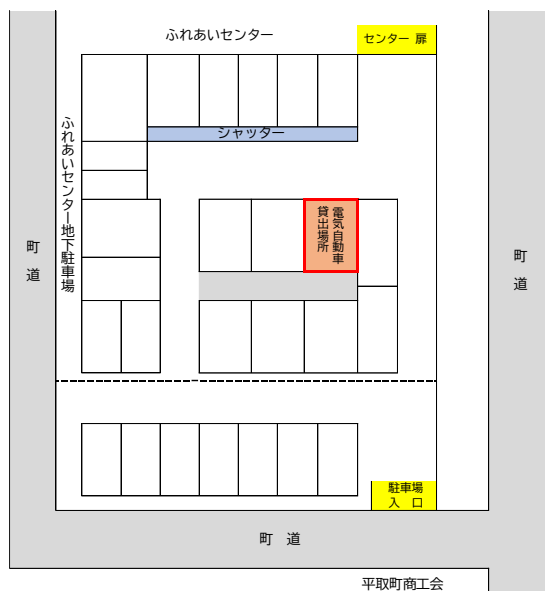
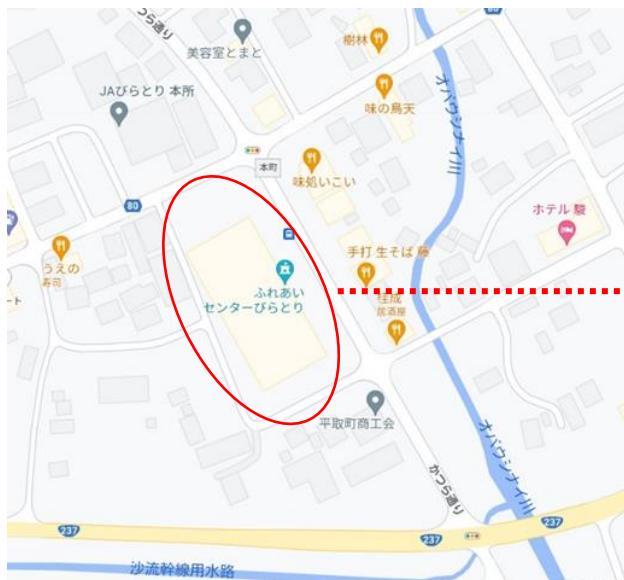
ニチコン株式会社
パワームーバー VPS-4C1A

(6) 貸出・返却の場所及び時間

■ 貸出・返却場所：ふれあいセンターびらとり 駐車場

■ 貸出・返却時間：午前 9 時～午後 5 時

※イベント等で使用する場合は EV 等の運搬（運転）は、借受者で対応願います。



(7) 貸出から返却までの流れ

① 事前予約 申請者

・電話又は電子メールで事前予約をお願いいたします。

期限：利用希望日の 15 日前まで

※ 電話による事前予約の受付は平日のみ対応。

② 貸出内容の確認・調整 町

・貸出内容の確認・調整を行い、貸出可否について、町から御連絡します。

③ 正式申請 申請者

・貸出内容の確認・調整後、「貸出公用車等貸出許可申請書（様式第 1 号）」を町に郵送又は電子メールで提出してください。

期限：貸出を受けようとする日の 10 日前まで

④ 申請書審査・許可通知 町

・申請書の審査後、町から「貸出公用車等貸出許可書（様式第 2 号）」により通知します。

⑤ EV等貸出 申請者 町

・貸出公用車等貸出許可書に記載の日時に、指定された貸出場所（ふれあいセンター駐車場）にお越しください。

・町職員と車両状態を確認いただいた後、車両の操作方法や緊急時対応の説明、鍵等の引渡を行います。

⑥ EV等の利用 申請者

⑦ EV等返却 申請者 町

・貸出公用車等貸出許可書に記載の日時に、指定された返却場所（ふれあいセンター駐車場）にお越しください。

・町職員と車両状態を確認いただいた後、鍵等を御返却いただきます。



(8) 自動車保険（任意保険）の扱い

- ① 貸出車両は、町が自動車共済に加入しています。
 - ・対人賠償、対物賠償：無制限
 - ・車両共済：車両見積額を限度
- ② 万が一、事故があった場合には、基本的には町が契約する自動車共済で対応しますが、補償限度額を超える損害、共済金が支払われない損害並びに代替車を借上げた場合の借上料については、全て運転者の負担となります。

(9) 利用上の注意事項

- ① 道路交通法等交通法規を遵守し、安全運転に努めてください。
- ② 車両の又貸しや目的外の使用はしないでください。
- ③ 交通事故があった際は、別途配布する事故対応フローチャートに従ってください。
当事者だけの示談は厳禁とします。
- ④ 車内での喫煙は絶対にしないでください。また、ペットの同乗は不可です。
- ⑤ 車内の汚れ、ゴミについては清掃のうえ、返却願います。
- ⑥ 返却時間は厳守願います。



<申込み・問合せ先>

【受付時間】平日：8時30分～17時15分

〒055-0192 北海道沙流郡平取町本町28番地

平取町役場 まちづくり課 ゼロカーボン推進係

(TEL) 01457-2-2222 (FAX) 01457-2-2277 (e-mail) zero.carbon@town.biratori.lg.jp